

京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱

制定 平成22年6月2日

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人京都府私立幼稚園連盟（以下「幼稚園連盟」という。）に対し、幼稚園連盟が実施する研修事業に係る経費を補助することにより、京都府内に設置される私立幼稚園教育の振興及び充実を図ることを目的とする、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、幼稚園連盟の実施する研修事業のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 事務経費
- (2) 賃借料
- (3) 講師謝礼
- (4) 広報費
- (5) その他事業の実施に必要と認められる経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、550万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 条例第9条に規定する申請書は、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金申請書（第1号様式）によって、市長が別に定める期日までに次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条の決定を行い、その旨を京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金変更承認申請書（第3号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更については、交付予定額の変更を伴わない事業計画の変更に限るものとする。

3 市長は、第1項による申請を受理し、申請内容の変更について必要と認めるときは京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金変更承認通知書（第4号様式）により通知する。

4 条例第11条第1項第1号に規定する補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金中止・廃止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

5 市長は、前項による申請を受理し、申請内容の中止又は廃止について承認することとしたときは、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金中止・廃止承認通知書（第6号様式）により通知する。

(実績報告)

第7条 条例第18条に規定する報告書は、市長が別に定める期日までに京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 財産目録
 - (4) 領収書等，補助事業に要した費用及び費用を支出したことを証する資料
- (補助金の交付額の決定)

第8条 市長は，前条の報告書及び市長等が定める書類の審査，必要に応じて行う現地調査その他の方法により，補助事業等の実績が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し，適合すると認めるときは，実績報告の日から20日以内に，交付額を決定し，京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付額決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。ただし，同期間内に決定ができないやむを得ない理由があるときは，当該期間を延長することができる。

(決定の取消)

第9条 市長は，事業者に対して，条例第22条の規定により，補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し，又は交付予定額を変更することができる。

2 市長は，前項の規定により，交付決定の全部若しくは一部を取り消し，又は交付額の変更を決定するときは，聴聞または弁明の機会の付与の手続を経るものとする。

3 市長は，前項の手続を経て交付決定の取消し又は交付額の変更を決定したときは，設置者に対し，速やかに，その旨を京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金決定取消・変更通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに，証拠書類を整理し，かつ，これらの書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は，その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第 1 1 条 補助金の交付を受けて取得し，又は効用の増加した価格が 5 0 万円以上の機械，器具及びその他の財産については，「補助事業者等が補助事業等により取得し，又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し，又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成 1 4 年 3 月 2 5 日文部科学省告示第 5 3 号）」で定める期間を準用し，その期間を経過するまで，市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，取壊し，又は廃棄してはならない。

（補則）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関して必要な事項は，子ども若者はぐくみ局長が別に定める。

附則

（実施期日）

- 1 この要綱は，決定のあった日から実施し，平成 2 2 年 4 月 1 日以降に申請のあった補助金から適用する。

（適用区分）

- 2 平成 2 2 年 3 月 3 1 日以前に交付された補助金については，なお従前の例による。

附則

（実施期日）

- 1 この要綱は，決定のあった日から実施し，平成 2 5 年 4 月 1 日以降に申請のあった補助金から適用する。

（適用区分）

- 2 平成 2 5 年 3 月 3 1 日以前に交付された補助金については，なお従前の例による。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年7月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年9月4日）

（実施期日）

1 この要綱は、決定のあった日から実施し、平成27年4月1日以降に申請のあった補助金から適用する。

附則（平成29年4月1日）

（実施期日）

1 この要綱は、決定のあった日から実施し、平成29年4月1日以降に申請のあった補助金から適用する。

附則（令和3年4月1日）

（実施期日）

1 この要綱は、決定のあった日から実施し、令和3年4月1日以降に申請のあった補助金から適用する。

附 則（令和4年3月1日改正）

1 この要綱は、決定のあった日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

（住 所）

（団体名）

（会長名）

年度京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付申請書

標記の件について，京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項に基づき，下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 事業計画書 別紙のとおり

3 収支予算書 別紙のとおり

第2号様式（第5条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金交付予定額 円

2 交付条件

- (1) 使途目的以外に使用しないこと。
- (2) 本市が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
- (3) 事業の内容等を変更しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (4) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (5) 事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (6) 交付に当たっては、市長が定める期日までに京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金実績報告書（第7号様式）に必要書類を添えて、実績報告を行わなければならない。
- (7) 補助の使途に関して明らかになるべき帳簿及び証拠書類を本年度終了後、5年間保管すること。
- (8) 上記各号のいずれかに違反した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがある。
- (9) 事業計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した

財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）で定める期間を準用し、その期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (10) その他、補助金の交付を受ける事業者は、京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則及び京都市民間保育園等における翻訳機等購入事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

（住 所）

（団体名）

（会長名）

年度京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金変更承認申請書

標記の件について、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱第6条第1項に基づき、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更の承認を求める事項

2 変更の承認を求める事項の詳細及び理由

第4号様式（第6条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金
変更承認通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金の変更申請について、承認しましたので、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、通知します。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

（住 所）

（団体名）

（会長名）

年度京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金中止・廃止承認申請書

標記の件について、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱第6条第4項に基づき、下記のとおり の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の承認を求める事項の詳細及び理由

第 6 号様式（第 6 条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
（担当
電話）

京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金
中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請がありました補助金の中止・廃止について、承認しましたので、
京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱第 6 条第 5 項の規定に基づき、通知します。

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）京 都 市 長

（住 所）

（団体名）

（会長名）

年度京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金実績報告書

年 月 日付け京都市指令第 号により交付のあった標記の件について、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱第7条第1項に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 事業報告書 別紙のとおり

2 収支決算書 別紙のとおり

第8号様式（第8条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金
交付額決定通知書

補助金交付額を確定したので、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額 円

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第9号様式（第9条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金
決定取消・変更通知書

年 月 日第 号により交付決定を行った標記補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条の規定により、取消し等を行いましたので、京都府私立幼稚園連盟研修事業補助金要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。